

羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託の契約に際し、公募した者の中から当該事業の目的及び内容に最も適した者を選定（以下「プロポーザル方式」という。）し、随意契約を行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱においてプロポーザル方式とは、羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託の受託者を選定する場合において、事業者の参加意欲を反映し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託の概要及び参加資格等を公告し、プロポーザル方式に参加を希望する事業者からプロポーザル方式参加表明書及び別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求め、提出された参加表明書等により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者を選定した後に、当該事業者から企画提案書の提出を求め、かつ原則としてプレゼンテーションを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した事業者を選定する手続をいう。

(委員会)

第3条 町長は、プロポーザル方式による事業者の特定を行うため、企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための羅臼町高付加価値型ツアー商品造成業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(プロポーザル方式参加希望者の公募)

第4条 町長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね20日以上前に公募内容を、公告その他の方法により周知するものとする。

(プロポーザル方式参加希望者の要件)

第5条 プロポーザル方式に参加できる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

2 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、国、北海道及び羅臼町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、羅臼町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は企画提案書提出期限日前6か月以内に手形小切手の不渡を出していない者。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (8) 羅臼町暴力団排除条例第2条の規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

（プロポーザル方式の参加申請）

第6条 プロポーザル方式に参加しようとする事業者は、参加表明書等を町長に提出しなければならない。

- 2 参加表明書等の提出期限の設定に当たっては、公告を開始する日の翌日から起算して概ね9日間とする。
- 3 参加表明書等の提出に係る質問の受付期間は、公告を開始する日の翌日から起算して概ね6日以内とする。

(参加表明書等提出者の要件の審査及び企画提案書提出者の選定)

第7条 町長は、第5条第2項各号に規定する要件に基づき、前条第1項の規定に基づく参加表明書等の提出者（以下「表明書等提出者」という。）について参加資格要件を確認し、適否を判定するものとする。

(参加資格要件による判定結果の通知)

第8条 町長は、前条の判定結果に基づき、参加資格要件を満たしていないと認められた者（以下「非適合者」という。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知に際して、当該通知をした日の翌日から起算して4日以内に要件を満たしていないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて記載するものとする。
- 3 前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、当該非適合者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9条 町長は、第7条の判定結果に基づき、参加資格要件を満たしていると認められた者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

- 2 企画提案書の提出期限の設定にあたっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね10日間とするものとする。
- 3 企画提案書提出に係る質問の受付期間は、公告を開始した日の翌日から起算して概ね8日以内とする。

(企画提案書要件による判定結果の通知)

第10条 町長は、別に定める要件に基づき、企画提案書の要件を満たしていないと認められた者（以下「無効提案者」という。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知に際して、当該通知をした日の翌日から起算して3日以内に要件を満たしていないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて記載するものとする。
- 3 前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、当該無効提案者に対し書面により回答するものとする。

(最優秀提案事業者の選定)

第11条 委員会は、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、最良の提案をした者（以下「最優秀提案事業者」という。）を選定するものとする。

(事業者の特定)

第12条 町長は、前条の選定結果を踏まえて、当該委託業務の内容に最も適すると認められる事業者を特定するものとする。

2 前項により特定された事業者及び特定されなかった事業者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。

3 前項の非特定者への通知に際して、当該通知をした日の翌日から起算して3日以内に特定されなかった理由について説明を求めることができる旨、併せて記載するものとする。

4 前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、当該非特定者に対し書面により回答するものとする。

(随意契約)

第13条 町長は、当該委託業務の契約に際しては、競争入札によらず、プロポーザル方式により特定された事業者と随意契約を行うものとする。

(事務局)

第14条 プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を羅臼町産業創生課に設置する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。